

【考え方】

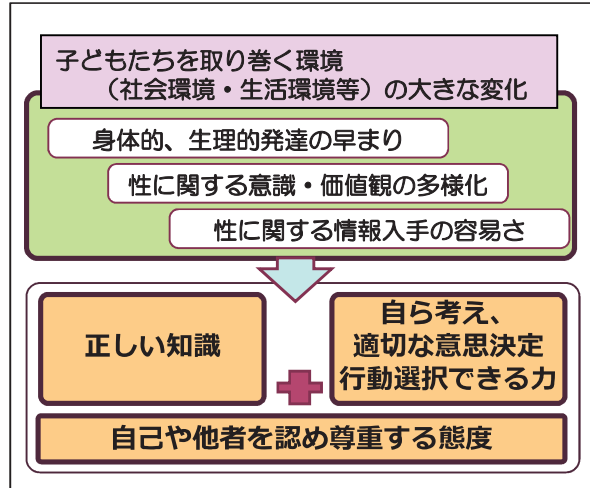
1 「性に関する指導」の必要性

近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより、子どもを取り巻く社会環境や、生活環境は大きく変化しています。

また、「身体的、生理的な発育発達が早まっていること」や、「性に関する意識や価値観が多様化していること」、「性に関する情報の入手が容易となったこと」などから、性に関する課題は多種多様であり多岐にわたっています。

子どもたちが、それらの性に関する課題に対応するためには、正しい知識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択できる力を育むことが重要であり、また、自己や他者を認め尊重する態度の育成が不可欠です。

「性に関する指導」を通じて、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重すること、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、よりよい人間関係の育成を図ることは、これからの時代に求められる資質・能力の育成につながるものと言えます。

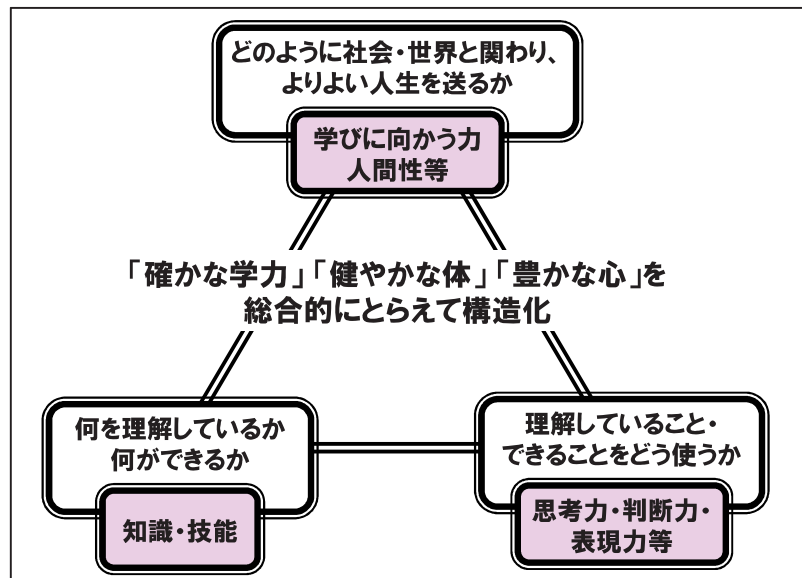


2 子どもたちに育成すべき資質・能力 (3つの柱)

これから求められる力

平成 28 年 12 月に中央教育審議会が、次期学習指導要領改訂の方針となる「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)を示しました。

その中で、グローバル化や情報化等が進展する我が国の将来を見据え、新しい時代を担う子どもたちに育成すべき資質・能力について、3つの柱で整理されています。



「知識・技能の習得」は「何を理解しているか、何ができるか」、「思考力・判断力・表現力等の育成」は「理解していること、できることをどう使うか」、「学びに向かう力・人間性等の涵養」は「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」と示しています。

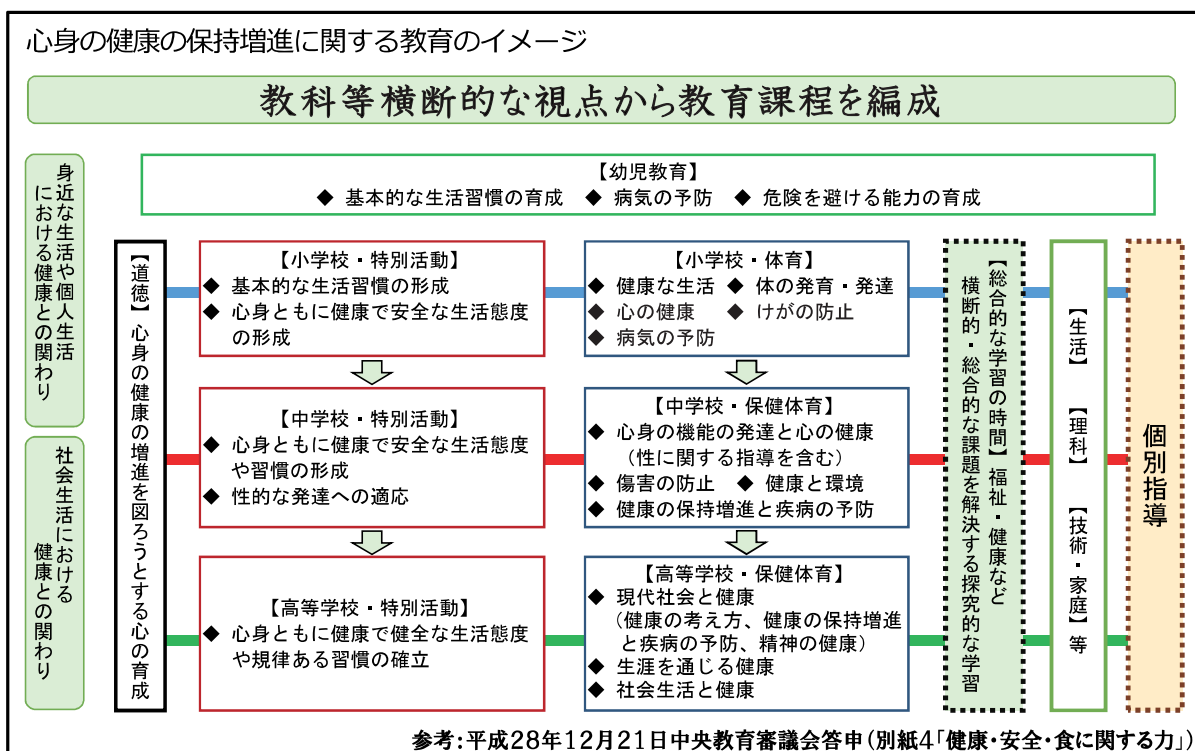
下の表は、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」において示された「健康・安全・食に関する力」について抜粋したものです。「性に関する指導」においても、育成すべき資質・能力は同様です。指導の目的を、「何を理解しているか」だけにとどまらず「理解していること、できることをどう使うか」に発展させること、そして「どのように社会や世界と関わり、よりよく生きていくための力に変換させるのか」とすることが重要です。

「健康・安全・食に関する力」	
「知識・技能」	様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。
「思考力・判断力・表現力等」	自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。
「学びに向かう力・人間性等」	健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしていたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を身に付けていること。

参考：平成28年12月21日中央教育審議会答申(別紙4「健康・安全・食に関する力」)抜粋

教科等横断的な学習 → 様々な資質・能力は、教科等の学習から離れて個々に育成されるものではなく、関連が深い教科等の内容事項と関連付けながら育まれるものであり、資質・能力の育成には知識の質や量が重要です。

また個別指導においても、学習指導要領の内容を理解したうえで関連性を考え、教科の指導者と連携を取りながら集団指導と個別指導を相互に連携し、相互に補完しながら実施することで、子どもたちの学びはより深まり、適切な意思決定能力や、よりよい行動選択能力に繋がることとなります。



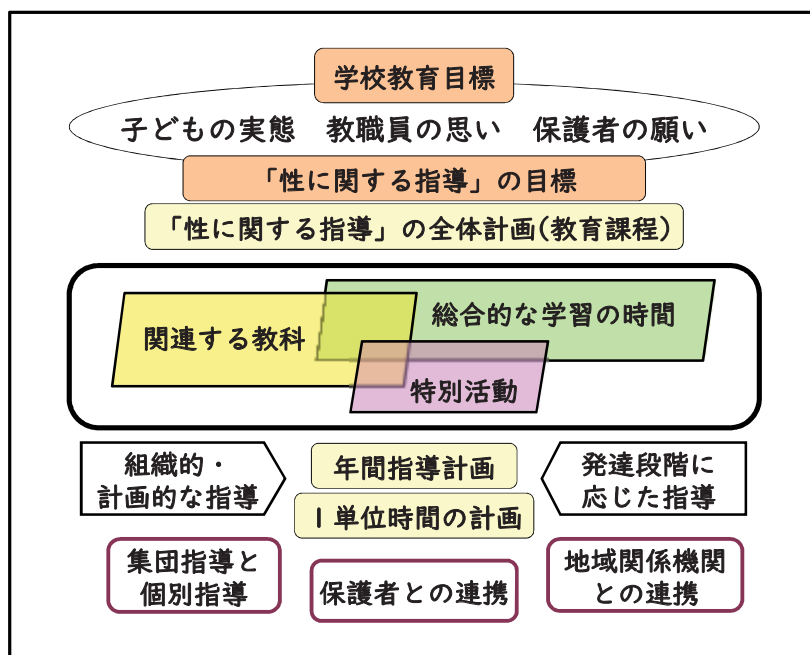
◆文部科学省「学校における性教育の考え方、進め方」から

教育の機能は人が集団生活を営む場のすべて、例えば家庭、学校、地域、社会、職場などのそれぞれに存在し、そのいずれにも「性に関する指導」は必要です。

その中で学校における「性に関する指導」は、人間尊重の精神に基づき、人格の完成を究極の目標として行う性に関する教育活動です。

「性に関する指導」は、各教科や特別活動等によって編成される各学校の教育課程に位置付けられた教育活動をと

おして実施される場合と、学校生活全体を通じて集団及び個別に行われる生徒指導としての指導や支援が統合されて成り立っています。したがって、学校における「性に関する指導」は、学校の教育目標を踏まえて、家庭や地域社会と連携を図りながら実践されなければなりません。



【ポイント】

- 「性に関する指導」の一つひとつの学びについて、「何のために学ぶのか」「学ぶことで何が身に付くのか」といった学習の意義を明確にすること。
- 教科等を越えた視点で教育課程を見渡して相互の連携を図り、学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を行うこと。
- 学習指導要領に基づき発達段階にそった時期と内容で指導を行うこと。
- 教職員の共通理解だけでなく、保護者や地域の理解の得られる内容、方法であること。
- 内容、教材、教具等について、教職員の共通理解の得られるものであること。
- 個々の理解度や感受性等の個人差にも配慮し、集団指導と個別指導で相互に補完しながら、子どもたちの学びをより深いものとする。

3 中央教育審議会答申における「性に関する指導」

【ポイント】

- 学校全体で共通理解を図りつつ、学校の教育活動全体をとおり、発達の段階を踏まえること。
 - 性に関する知識を確実に身に付けさせ、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視した指導とすること。
 - 「性に関する正しい知識」と、「生命の尊重や望ましい人間関係の構築」を相互に関連付けて指導をおこない、子どもたちが、性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにすること。
 - 家庭・地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を得ること。
 - 集団の場面で「適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンス」をおこない、個別指導により「個々の子どもが抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリング」を充実させること。
- ※ 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

中央教育審議会答申（平成20年1月17日）抜粋

(7) 社会への変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項 (心身の成長発達についての正しい理解)

- 学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある、そのためには、子どもたちが 心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。
- しかし、近年、性情報の氾濫など（中略）社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが 性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。
- 学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。
- また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

中央教育審議会答申（平成28年12月21日）抜粋

5. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力（健康・安全・食に関する資質・能力）

- とりわけ近年では（中略）子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。
- 子供たちの発達を支えるためには、主に集団の場面で、あらかじめ適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンスに加えて、主に個別指導により、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要であり、こうした視点に立って、一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させていくことも重要になる。

「性教育」という用語の定義があいまいなまま使用され混乱している現状を踏まえ、二次性徴の発現や生殖機能の成熟、受精や妊娠、性器（生殖器）の構造や月経、射精、性行動、性感染症など直接「性」に関連する事柄を内容とする狭義の「性教育」に加え、生命尊重、性行動に関わる危険（リスク）を認識し、回避する態度や望ましい人間関係を築く能力の育成などその基礎となる教育を含む広義の概念としてとらえ、今後は「性に関する教育」と呼び、その推進を図ることとする。

（日本学校保健会「学校保健の動向 -平成 23 年度版」抜粋）

【「性に関する指導」の概念について】

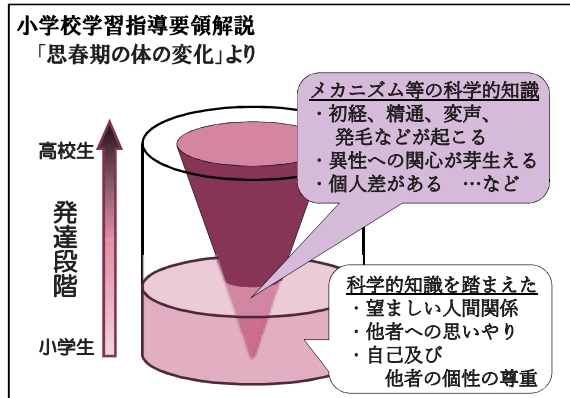
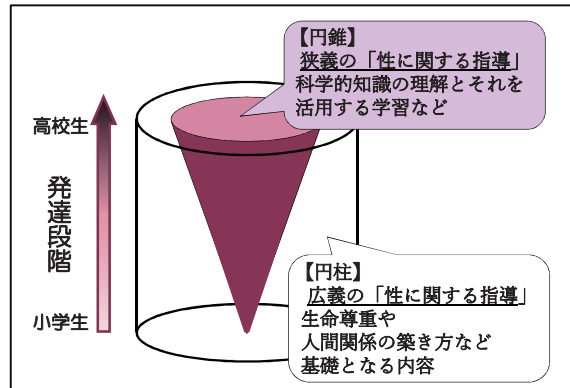
右の図の円柱全てが、広義の概念としての「性に関する指導」（※1）を示しており、その中には逆円錐の形をした、狭義の「性に関する指導」（※2）の内容が含まれます。狭義の「性に関する指導」の内容は、発達段階が進むにつれて、その占める割合は増えていきます。

この図が示すように、「性に関する指導」は、科学的な知識の理解だけでなく、人間関係についての理解やコミュニケーション能力の育成を前提に進められていくものです。

例えば、小学校学習指導要領解説「体育科：保健領域」の（2）体の発育・発達 ア（イ）「思春期の体の変化」では、「⑦思春期には、体つきに変化が起こり、人によっては違いがあるものの、（中略）男女の特徴が現れることを理解できるようにする。」

「⑧思春期には、初経、精通、変声、発毛などが起こり、また、異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする。」さらに、「これらは、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする。」とあり、自分や他者を大切にする気持ちを育てる観点から「発育の違いがあることに気づき、それらを肯定的に受け止めることが大切であることにもふれる」とあります。

「性に関する指導」は、決してメカニズム等の科学的知識だけを理解させるものではなく、人間関係についての理解やコミュニケーション能力の育成を前提として、その上で、心身の機能の発達に関する理解や性感染症の予防の知識などの科学的知識を理解させること、理性により行動を制御する力を養うこと、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成させることが重要です。



※1 広義の「性に関する指導」：狭義の「性に関する指導」に加え、生命尊重や、性行動に関わる危険（リスク）を認識し、回避する態度や望ましい人間関係の築く能力の育成など、それらの基礎となる教育を含めたもの。

※2 狭義の「性に関する指導」：二次性徴の発現や、生殖機能の成熟、受精、妊娠、月経、射精、性行動、性感染症など、直接「性」に関連する事柄を内容とするもの。

【「性に関する指導」の基本的な考え方】

人格の完成をめざす

教育は、基本的人権の尊重の精神に基づいて人格の完成をめざすものであり「性に関する指導」も同様です。性に関する事柄、性行動に伴う危険（リスク）を正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、自他の生命や人格を尊重する態度を養うことが重要です。

健康の自己管理能力を育成する

教育をとおして健康の大切さを認識させるとともに、健康に関する子どもの自己管理能力の育成を図ることをねらいとし、「性に関する指導」についても、その観点からの取り組みが必要です。

現代的課題に対応する

現代的な課題として、性感染症、人工妊娠中絶などが挙げられますが、それらが生じる背景や要因としては、家庭・地域社会の教育機能の低下、性情報の氾濫、社会環境の変化など、子どもの精神的、社会的発達へ影響を与える多様な問題が複雑に絡んでいます。それらの課題に適切に対応するためには、発達段階における課題や性の意識、性行動、性情報などの実態を把握したうえで、集団または個別の指導を進めていくことが重要です。また、幅広い視野から危険（リスク）を認識させ、それらを回避する態度の育成をめざします。

指導の現状を踏まえて改善する

問題行動の抑制にのみ重点を置く指導や、子どもたちの発達段階や受容能力を踏まえていない指導となっていないか、目標や内容、方法、指導体制等を見直すことも重要です。

【「性に関する指導」の目標】

- ① 心身の発育・発達や性に関する知識の正しい理解に基づいて、健康の大切さを深く認識し、危険（リスク）を回避するとともに、自らの健康を管理し、改善することのできる能力を育てる。
- ② 生命や人格の尊重、男女平等の精神の下、自己や他者を尊重する態度を育み、望ましい人間関係を築くことのできる資質や能力を育てる。
- ③ 家庭や社会の一員としての自らの在り方を理解し、社会の現状を正しく判断し、情報などに適切に対処するとともに、よりよい家庭や社会づくりに向けて責任ある行動を実践することのできる資質や能力を育てる。

【「性に関する指導」に取り組む際の姿勢】

学校における「性に関する指導」については、子どもたちは社会的責任を十分にはとれない存在であり、また、一生にわたる健康問題ともなりかねないエイズや性感染症を予防する観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないという基本的スタンスに立って指導内容を検討し、そのことを単なる強制ではなく子どもが主体的に学んでいくような指導の工夫が必要です。

【 青少年の性行動の関連要因 】

国内外で実施された青少年の性行動を含む危険行動（※1）に関する研究結果によると、危険行動は多くの環境要因と個人要因の相互作用の結果として生じることが明らかになっています。

環境要因として「仲間」や「メディア」の存在が、個人要因として「自尊心」や「性に関する心理社会的要因（自己効力感）」、「他の危険因子（性交経験、飲酒・喫煙・薬物乱用経験等）」が挙げられます。「性に関する指導」の内容と方法を考える際には、青少年の性行動を単独でとらえるのではなく、青少年が示す様々な危険行動や問題行動の一つとしてとらえ、包括的なアプローチをすることが重要です。

具体的には、様々な危険行動や問題行動の共通の保護要因である自尊心やライフスキル（※2）を高めることによって、青少年が人生上の困難を前向きに乗り越え、成長し続けることを支援するという観点に立つことが重要です。

- ※1 危険行動は、「青少年及び大人における傷病や死亡の直接的・間接的な原因となっていること」、「青少年期に始まり、大人になるにしたがって定着し悪化していくこと」「出現が相互に関連していること」等の特性を有するもので、主に、「不慮の傷害や暴力に関係する行動」、「喫煙」、「飲酒および薬物乱用」、「望まない妊娠および HIV を含む性感染症に関係する性行動」、「不健康な食行動」、「運動不足」などがあげられる。《 米国疾病管理センター（CDC） 》
- ※2 ライフスキルとは、「日常生活の中で生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な心理社会的能力」のことをいう。（WHO精神保健部局ライフスキルプロジェクト）

【 「性に関する指導」を推進する際の留意点 】

身体的・精神的発達や、性的成熟の個人差が大きいこと、性に関する情報の質や量にも差異があること、また、性の多様性などに対応するため、集団指導で教える内容と、個別指導で教える内容を明確にし、それらを関連させて指導することが重要です。

また、保護者や、教職員が持つ性に対する意識や、「性に関する指導」への理解や認識もまた、多様であるということを念頭に、教職員の共通理解を図るだけでなく、保護者に対しても、理解と協力を得るために、たとえば事前に学年だよりなどで情報提供を行ったり、保護者参観や学校公開日などで授業を公開するなど、性に関する指導が適切に実施されるために配慮することが大切です。

- 身体的・精神的発達や、性的成熟の個人差が大きい
- 情報化社会である現在、性に関する情報の質や量にも差異がある



- ◎ 集団指導と個別指導とで相互に補完

性に対する意識や、「性に関する指導」への理解や認識が多様である



- ◎ 教職員の共通理解を図る
- ◎ 保護者に対しても、理解と協力を得る

5 「性に関する指導」を効果的に行うための工夫例

工夫例① 地域・保護者・教職員の理解を得る

【 小学校 】

◆保護者の理解を得る工夫

- 学年懇談会や学級懇談会において、「性に関する指導」の学習内容を事前に説明している。
- 特に配慮の必要な子どもについては、個人懇談会や家庭訪問にて事前に説明を行っている。
- 児童が、学校で学習した「性に関する指導」の内容を、保護者に伝える機会を設定している。
(学年だよりや学級通信など)

※ 保護者と児童が性に関する内容の話ができる関係となり、児童が何か困ったことがあれば、保護者に相談できるようになることを狙いとしている。

◆学校全体で共通理解を図る工夫

- 校内での授業研究会や研修会をとおして教職員の意識向上に努めている。
- 指導が必要と思われる場合は、発達段階を考慮しつつ、保護者や教職員の共通理解を図りながら進めている。
- 教職員で、それぞれが持つ「性に対する意識」や「性に関する指導」への考え方などについて話をする機会を設定している。
- 保護者の「性」に対する考え方が多様であることから、指導内容については、学年で十分に検討している。
- 「性に関する指導」について、自らの経験などを語って頂ける保護者等の協力体制も視野に入れた、指導内容を企画している。

【 中学校 】

◆保護者の理解を得る工夫

- 事前に、文書による周知やアンケートなどを実施している。
- 実施日時や方法・内容などを記載した案内文を配付し、保護者にも参加を促している。
- 指導の前後に学年通信等を利用して、指導内容・授業の様子・生徒の感想を保護者に伝えている。

◆学校全体で共通理解を図る工夫

- 職員会議や職員研修の場で、指導内容（指導計画、教材、指導案など）の周知を図っている。
- 外部講師を活用する際に、指導内容や使用教材について、事前に教職員で確認する機会を設けている。

◆その他（地域との連携）

- 地域の「子育て支援広場」やNPO法人に協力を依頼して、子育て体験授業を実施している。
- 保健センターの保健師や、市民病院の看護師、助産師を外部講師として活用している。

【 高等学校 】

◆保護者の理解を得る工夫

- 保護者に対して公開授業を行っている。
- 実施前に、PTA 総会で実施要項を示し理解を得るとともに、内容に関して保護者に周知している。

◆学校全体で共通理解を図る工夫

- HR（ホームルーム）の時間を利用し、「性に関する指導」を学年全体に対して行う際に、担任・学年主任・保健体育科教員・家庭科教員・養護教諭といった関係教職員が集まり、内容の検討を重ね実施している。
- 「性に関する指導」を実施する際には、保護者からの問い合わせ等への対応方針について、事前に打合せを行っている。
- 学校全体で取り組めるよう職員会議で実施要項を示し、内容の周知及び協力を依頼している。
- 生徒の意識や実態を把握するため、生徒への「性に関する意識調査」を実施している。

◆その他（地域との連携）

- 近隣の小学校や中学校の教職員に対して、本校での「性に関する指導」の公開授業を実施している。公開授業の後に、各校種からの意見や情報の交流を図っている。

【 支援学校 】

◆保護者の理解を得る工夫

- 「ほけんだより」や「学校だより」で必要性や実施内容についてお知らせしている。
- 保護者の思いや困っていること、不安なことについて事前にアンケートをとり、必要な内容を授業に盛り込んでいる。
- 授業で活用したワークシート等を児童生徒が持ち帰り、家で保護者とともに授業の振り返りを行うことを宿題とすることで、実施した内容が保護者にも伝わるようにしている。
- 外部講師を活用し、保護者向けの性に関する内容の講演会を開催した。
保護者向けの講演ではあったが、講師には児童生徒への講演会同様、事前に児童生徒の様子や実態、また学校での既習の指導内容などを伝え、講演内容を構成してもらった。

【 小学校 】

- 学校で急に初経を迎えるケースも多く、保健室にて対応や相談ができることを、担任から伝えてもらうようにしている。
- 集団指導において「思春期の体の変化に差があること」について指導をした際、自身の体について不安や悩みを抱える児童に対して、一人ひとりに応じた指導や対応を行えるよう、保健室にて個別指導できる体制を組んでいる。同学年の児童に共通する悩みであることを丁寧に指導しつつ、疾患が潜んでいないかといった健康相談の観点からも、児童の相談に対応している。

【 中学校・高等学校 】

- 個別指導を行った内容を関係教職員で共有し、学年が変わっても支援や指導を継続できるようにしている。
- 集団指導を実施する際には、生徒の個々の疑問等に対応できるよう個別指導の体制を必ず作り実施している。
- 個別指導の内容について、関係教職員で共有し、保健室だけでなく、多くの教職員で関われるように共通理解を図っている。
- 集団指導後の感想用紙に記名欄を設け、記載内容によっては、個別指導が行えるよう個別に声をかける体制をとっている。（記名してもらうことで、生徒が自由に書きづらいというデメリットもあるが、性加害や性被害についての記述から個別指導に繋げることができた事例もあった）
- 保健室内で生徒達と何気なく話していることなどを、集団指導の内容に取り入れている。生徒達の年代の考え方や感覚を考慮して、生徒が自分のこととして受け入れられるような授業づくりを行っている。（当事者には事前に了解を取っておく）

【 支援学校 】

- 心とからだをテーマとした学習内容を、廊下に貼り出し発表の場を設けた。日常生活の場で目に見える環境づくりを行い、それらをきっかけに生徒と個別の話ができるような雰囲気づくりを行っている。
- 集団指導で学習した内容をポスターにしてクラスに掲示している。生徒自身も必要な時に内容を振り返ることができるし、担任からも必要なタイミングで個別指導ができるようにしている。
- 集団指導から踏み込んだ内容の質問があった場合に、個別で対応できるよう体制を整えている。

【 小学校 】

- 校内で個々に実施されていた「性に関する指導」の内容を集約し整理を行うことで、学校全体のカリキュラム編成を行った。
- 男女共生センターの登録団体と連携し、小学校3・4年生対象に、いじめや誘拐、性被害防止などをテーマとした「ワーク」を実施している。

【 中学校 】

- 年度初めの保健教育部会で、3年間をとおした指導内容の検討をしている。
- 小中連絡会などの機会を利用し、校区の小中間での指導内容を確認している。
- 各校における実践記録を養護教諭部会にて共有している。

【 高等学校 】

- 自治体の子育て支援課と連携して赤ちゃんとの交流授業を実施している。
- 地域の関係機関に依頼し、乳幼児のいる方に講師として来ていただいている。
- 乳幼児とのふれあいとともに、子育てについて「親への聞き取り」授業を行っている。
- 学校が所有している「沐浴人形」と「新生児抱き人形」を、依頼に応じて地域の小中学校に貸し出しをしている。
- 本校のピアサポートグループ(生徒)が、近隣の小中学校の児童生徒に対して授業を行っている。
※ 事前に対象校が「性」についてどのように学ぶのか、カリキュラムの確認をしている。

【 支援学校 】

- 学校独自の「性に関する指導のステージ表」を作成し、学校内で系統立てた指導を行っている。
- 略案ではあるが、各学部で指導案を作成し授業を行っている。実施した指導内容の情報を指導案も含めて収集分析し、日常生活の指導に活かしたり、ステージ表への反映等を行っている。

6 Q&A 集

Q1 「発達の段階を踏まえる」とは、どういうことですか？

学習指導要領に示された内容を、実施学年で適切に実施するということです。

Q2 「集団指導で教える内容と個別指導で教える内容を明確にし、それらを関連させて指導することが重要です」とありますが、具体的には何を集団で教え、何を個別に教えればよいのですか？

集団指導において、子どもの個々の実態に即した指導を行うことが困難な場合に、個別指導では集団指導で学習した知識・理解を補完し、一歩踏み込んだ具体的な指導をしていくこととなります。子どもたちの心身の成長発達や感受性にも個人差があることや、各学校において子どもたちの抱える課題に違いがあることから、各学校において、子どもたちの実態を把握し、集団指導で教える内容と個別指導で教える内容を明確にし、それらを関連させて指導していくことが重要となります。また、個別指導で扱う事例は、場合によっては健康相談等の保健管理の側面から支援が必要となることもありうることから、学校医や専門的な機関等と連携を図ることも重要です。

Q3 外部講師を活用する際の留意点はありますか？

外部講師を活用することで、専門的な知見に基づいた指導をしていただくことが可能となり、効果的な指導が期待できます。しかし、外部講師に全てお任せというスタンスで実施することがないようにしなければなりません。

講師へは事前に、学校や子どもたちの状況、これまでに既習した内容等を伝え、それらを踏まえたうえで、学校が講師に指導していただきたい内容などを示すなど、打ち合わせを十分に行う必要があります。

また、実施前に指導の目的や内容等について、保護者へ周知を図ったり、事後の様子などを伝えるなど、保護者の理解を得る工夫なども重要です。

Q4 養護教諭は、実務経験3年以上で兼職発令を申請できますが、条件に満たない間は保健の授業（※）を行うことはできないのでしょうか？

年間の教育計画に基づき、組織的・継続的に保健の領域に関わる事項のうち、一定のまとまった単元（小単元や項目も含む）の授業を行う場合は、任命権者による教諭等の兼職発令を要しますが、一時的に保健の授業を行う場合は、発令を要しません。養護教諭が、担任や体育科の教員とチーム・ティーチングで授業を行うことは可能です。

養護教諭の専門的な立場からも、保健室の機能を通じて得られる子どもたちの情報を把握していることから、「性に関する指導」の計画立案や資料提供といった積極的な協力が望まれます。

兼職発令の制度に関わらず、養護教諭が授業を行う場合は各学校の状況を踏まえ、養護教諭不在時の保健室の利用方法、緊急時の対応について全教職員で確認しておくなど、学校全体の共通理解や協力体制を整えることが重要です。

※ 「保健」の授業とは、小学校の課程にあっては、教科「体育」の保健領域、中学校の課程にあっては、教科「保健体育」の保健分野、高等学校の課程にあっては、教科「保健体育」の科目「保健」の授業をいう。

7 参考リンク一覧

◀性犯罪被害に関すること▶

◆ 大阪府政策企画部 青少年・地域安全室治安対策課 HP

- 性犯罪の被害に遭われたときは：

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/seihanzaitaisaku/higainiattabaai.html>

『相談窓口の紹介』※詳細は HP に記載されている「時間」及び「備考」をご確認ください

1. ウーマンライン（大阪府警察本部内）*連絡先：06-6941-0110 [女性警察官が対応]
2. 性暴力救援センター・大阪（SACHICO〈サチコ〉）*連絡先：072-330-0799
[女性のみ対象]
3. サチッコ *連絡先：06-6632-0699 [19歳までの子ども]
4. こころの電話相談 *連絡先：06-6607-8814

- 性犯罪・性暴力の被害にあったら：<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/seibouryoku/index.html>

- ・ 資料「被害後にあらわれるさまざまな変化・反応」
- ・ 資料「相談窓口の紹介」
- ・ 資料「被害にあわれた方のために気を付けてほしいこと」等

◀妊娠・性感染症に関すること▶

◆ にんしん SOS（おもいがけない妊娠等の相談窓口）HP：<http://www.ninshinsos.com/>

運営：大阪母子医療センター 母子保健情報センター

◆ 大阪府健康医療部 保健医療室医療対策課 HP：<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/aids/jouhou.html>

大阪府エイズ・HIV情報

- ・ エイズ（AIDS）とはどんな病気か？
- ・ 相談・検査・診療機関等一覧（HIV・梅毒・クラミジア等）

◀人権に関すること▶

◆ 大阪府教育センターHP：http://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

人権教育リーフレットシリーズ

4-セクシュアル・マイノリティの人権 / 11-セクシュアル・マイノリティの人権②

◆ 文部科学省 HP：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

文部科学省作成 周知資料

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」

◀思春期の悩み全般に関すること▶

◆ 健やか親子 21（第2次）HP：http://sukoyaka21.jp/puberty_survey_2017/puberty_survey_2017_02

- 中学生・高校生2万人を対象とした思春期アンケート調査の結果について

◆ 厚生労働省 HP：

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/adolescence.pdf>

- 「Adolescence わからないことがここにある。」（参考資料）

※ Adolescence の子どもたちのからだのこと、生活のこと、性のこと、こころのことについて
(Adolescence = 思春期)